特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十一年七月十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　申請のあった年月日

平成二十一年六月二十九日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人清澄の村

三　代表者の氏名

三浦　雅之

四　主たる事務所の所在地

奈良市高樋町八四三番地

五　定款に記載された目的

この法人は、地域主権の活動を迎えるにあたり、奈良市精華地区をフィールドとし、地域住民が主体となったコミュニティをベースに市街地近郊という立地条件を活用することで、まちづくりに関心をもつ地元の市民、農家、事業経営者、芸術家、そして研究者や学生といった様々な能力を持つ人々とのネットワークを形成し、地域資源の調査研究、マネージメントを行い、「食と農」をテーマとしたまちづくり事業への支援を通して、地域産業の創出とコミュニティのもつ文化継承、教育、福祉といった集落機能の再構築とまちづくりの発展に貢献することを目的とする。